

## 栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）改定の概要

栃木県地域防災計画（原子力災害対策編）の改定にあたり、原子力災害対策指針で新たに示された内容等を踏まえ、必要な修正を行う。

## 1. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に関わる原子力災害対策

事故後の東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、特定原子力施設という）に関わる原子炉施設については、実用発電用原子炉施設に定められたEAL（別表1）に準拠することとされたため、当該特定原子力施設に係る本県の活動体制、情報収集・連絡体制についても、同表のEALに基づき判断する。

なお、EAL3の放射線量の検出に係る通報基準のうち、原子力事業所の区域の境界付近において定める基準については、『バックグラウンドの毎時の放射線量（3ヶ月平均）＋毎時5マイクロシーベルト』とされた。

※ 東京電力株式会社福島第一原子力発電所に設置される原子炉施設は、平成24年11月7日、炉規法第64条の2第1項の規定に基づき、特定原子力施設として指定された。

## ポイント

特定原子力施設は実用発電用原子炉施設に定められたEALに準拠しているため、本県の活動体制等は実用発電用原子炉施設の場合と同様とする。

## 2. UPZ外における防護措置

## (1) 屋内退避

UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、原子力規制委員会が施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することを基本とする。

このような場合には、県及び市町は、様々な災害に共通する対策の一つである防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用して、屋内退避の指示を住民等に対して伝達する。

## (2) 屋内退避の範囲

専門的知見を有する原子力規制委員会が施設の状況や放射性物質の放出状況等を踏まえてUPZ外へ屋内退避エリアを拡張する範囲を判断し、その範囲は予防的に同心円を基礎とする。

それを踏まえ国の原子力災害対策本部又は県及び市町が緊急時における実効性を考慮して行政区域単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示する。

## ポイント

放射性物質の到達前 → 屋内退避を実施

## (3) 緊急時モニタリング

UPZ外の緊急時モニタリングは、国が主体となって、原子力事業者と協力してモニ

タリングカーによる走行サーベイを行うほか、災害対策基本法の指定公共機関である日本原子力研究開発機構とも連携しつつ航空機モニタリングを行う等、迅速かつ機動的に実施する。

なお、O I Lに基づく追加的な防護措置を実施する地域の特定は、緊急時モニタリング結果に基づいて原子力規制委員会が判断する。

#### ポイント

O I Lに基づく防護措置が必要な地域 → 県の環境放射線モニタリングの結果や国による緊急時モニタリング結果に基づいて原子力規制委員会が判断

#### (4) 避難、一時移転

UPZ外においては、原子力規制委員会が事故の状況に応じて屋内退避エリアをその都度判断し、その判断を踏まえ国の原子力災害対策本部又は県及び市町が屋内退避の指示を出す。プルーム通過後は国が主体となって行う走行サーベイ等によりO I L超過の場合は避難、一時移転が必要となることから、原子力規制委員会により屋内退避の判断が出された場合、その後の追加的防護措置として国の原子力災害対策本部から避難、一時移転の指示が出される可能性も否定出来ない。

本県はPPAが定められれば、その範囲において避難計画を策定する予定としていたが、事故発生の都度、屋内退避の範囲や避難、一時移転の範囲が決定されるため、避難計画の策定に替えて、屋内退避の指示が出された時点で、当該市町と連携し、避難等の注意喚起を行うとともに、必要に応じて他市町に対し避難者の受け入れについて協力を要請する。

#### ポイント

屋内退避実施時 → 避難、一時移転の注意喚起実施  
他市町に対する避難者受け入れ要請実施

#### (5) 安定ヨウ素剤

原子力規制委員会では、東電福島第一原発事故の教訓等を踏まえて世界で最も厳しい水準の新規制基準を策定し、その適合性を厳格に審査しているが、仮に、東電福島第一原発事故に匹敵する規模の重大事故を想定したとしても、UPZ外においては、屋内退避によってプルーム通過時の影響を低減できると考えている。放射性物質が大量に放出され、UPZ外においてもプルーム通過時の防護措置が必要となる事態に至るおそれがある場合には、施設の状態等を踏まえて防護措置の必要性を判断し、放射性物質が到達する前に予防的な屋内退避を実施することが基本であるとされている。

安定ヨウ素剤は、服用のタイミングによってその効果が大きく異なるが、緊急時にプルーム通過時の防護措置が必要な範囲や実施すべきタイミングを正確に把握することはできず、また、プルームの到達を観測してから安定ヨウ素剤の服用を指示しても十分な効果が得られないおそれがあることから、効果的に実施可能な防護措置であるとは言えないとされている。

このため、今回の原子力災害対策指針の改定では、UPZ外におけるプルーム通過時の防護措置として、安定ヨウ素剤の服用を求めておらず、UPZ外の地方公共団体がそのために安定ヨウ素剤を備蓄する必要はないとされたため、本県においても、そのための備蓄は行わない。

一方で、OILに基づく避難、一時移転の際に安定ヨウ素剤が必要となった場合は、国が安定ヨウ素剤の準備を行うこととしているため、県は国が準備する安定ヨウ素剤を市町に配布する。

#### ポイント

屋内退避実施時 → 安定ヨウ素剤不要  
避難、一時移転実施時 → 安定ヨウ素剤は国が準備

#### (6) 避難退域時検査及び簡易除染への協力

UPZ外の地方公共団体が実施すべき防護措置として、UPZ内の地方公共団体がUPZ外で行う避難退域時検査及び簡易除染への協力が追加された。

本県としては、原発が立地している地方公共団体からの協力依頼があれば、可能な範囲で当該地方公共団体と協力の具体的内容を調整することとなる。

#### ポイント

原発が立地している地方公共団体から協力依頼があった場合 → 協力可能な範囲で内容を調整